

# 「温泉水」の飲用

最近は、水に対する関心が高まっていると言われています。  
 その中でも今回は、「温泉の水」について、その飲用に関する安全性の  
 基準についてご紹介します。ご確認ください。

温泉利用基準(飲用利用基準)【環境省】  
 《微生物学的衛生管理》

- 飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年1回以上、一般細菌及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。  
 また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。(後略)
- 一般細菌、大腸菌群等の検査結果を記録し、都道府県知事等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1ml中の検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素(TOC)	5mg/L以下であること。

一般細菌:清浄な水には少なく、汚染された水ほど多い傾向がある。汚染程度を示す指標。  
 大腸菌群:水中に存在する場合、人畜の尿などで汚染されていることを意味する。  
 (消化器系病原菌による汚染の可能性を示している)

## ◎飲用利用基準の適用対象となる成分の種類

～これらの成分が含まれる場合は、飲用許容量の制限を受けます～

**“ひ素 銅 ふっ素 鉛 水銀 遊離炭酸”**

温泉はもともと、地下のさまざまな火山性成分を溶かして地上までやってくるものです。  
 これらの重金属を含んでいることは、当たり前のことではありますが、飲用の際は注意が必要です。

### 飲用利用基準

含有成分 (A…当該の温泉1kg中に含まれる各成分の重量<mg単位>の数値)

ひ素	(0.1/A×1,000) ml ※成分の総摂取量0.1mg	鉛	(0.2/A×1,000) ml ※成分の総摂取量0.2mg
ふっ素	(1.6/A×1,000) ml ※成分の総摂取量1.6mg	水銀	(0.002/A×1,000) ml ※成分の総摂取量0.002mg
銅	(2.0/A×1,000) ml ※成分の総摂取量2.0mg	遊離炭酸	1回あたり:(1,000/A×1,000) ml

弊社では、温泉に関する検査として、レジオネラ属菌検査だけでなく  
 上記の微生物学的な検査や、その他色々な水質検査も行っております。

検査についてのご依頼・ご相談など、是非ご連絡下さい。

株式会社 **九州保健ラボトリー**  
 Kyushu Hoken Laboratory

<http://www.kyuhoh.co.jp/>